

近畿被政連

第234号
8月10日
平成30年(2018年)

発行所 近畿税理士政治連盟 発行人 久保直己/編集人 小川由美子
〒540-0012 大阪市中央区谷町1丁目5番4号 電話(06)6944-9040 FAX(06)6944-9050 URL <http://kinzeisei.jp/> e-mail info@kinzeisei.jp



みなとこうべ海上花火大会（神戸市）

撮影：大谷富太郎（堺支部）

焦點

「年表記」

「平成」の世が残り1年を切った。天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴い、来年5月1日より新元号の時代となる。政府は、この新元号を改元1ヶ月前頃に発表するとコメントした。「国民又は国・地方公共団体等の公的機関に対し、一般に元号の使用を強制する法令は存在しない。しかし公的機関の事務については従来から年の表示には原則として

元号を使用することを慣行としてきていたる」これは昭和62年、参議院での元号使用に関する質問に対する当時の中曾根康弘内閣総理大臣の答弁書の要旨である。

その後、平成6年に『公文書の年表記に関する規則』で「公文書の年の表記については、原則として元号を用いるものとする」と規定されたことを受けて「公文書の年表記は元号使用（和暦使用）」がお墨付きを得た。

実際、我々税理士が職務上関わる諸官庁に

対して提出する申告書等の書類の年表記は和

暦を使用している。

一方、他分野よりグローバル化が進んでいる大学等の教育関連機関や民間企業などでは、西暦での年表記が標準化となっていると

ころも数多く存在する。巷間では、公文書の年表記を和暦から西暦への変更を求める声も

少なくないようである。

前回の改元時（1989年）は民間企業のシステム開発部門に籍を置いていた私としては、裏方さんのご苦労の方が気に掛かるのだ

- 近畿税理士政治連盟の活動にご参加を！ 2
- 法律ができるまで～その2～ 3

近畿税理士政治連盟

第52回定期大会

日時：平成30年9月7日(金)13時30分～ 場所：帝国ホテル大阪

近畿税理士政治連盟の活動にご参加を！

会員皆で、近畿税理士政治連盟を守り立てましょう

近畿税理士政治連盟副会長 原 綱宗

近畿税理士政治連盟とは

近畿税理士政治連盟（以下「近税政」という）は、その目的として「本連盟は、近畿税理士会の方針に沿い税理士の社会的、経済的地位の向上を図るとともに、納税者のための民主的税理士制度及び租税制度並びに税務行政を確立するため、必要な政治活動を行うことを目的とする」（近税政規約第3条）と規定しています。

その構成員については「近畿税理士会に入会している税理士会員は、その資格において会員となる」（規約第6条）と定めています。



原 綱宗 副会長

近畿税理士政治連盟の目指すものとは

近税政は、その規約に定めるように、税理士の権益擁護のためだけの組織ではありません。国民（納税者）のためにより良き租税制度の確立、税務行政の確立を目指す組織です。

ご存じの通り、日本の税理士制度は、諸外国より称賛を受けている制度であり、間違いなく租税制度における自主申告制度を支える制度です。

国家が、租税により支えられている限り、租税制度が国民にとって、納得されその実行が確実になされるために、それを担保すべく税理士制度は重要な役割を担っています。

近畿税理士政治連盟の活動とは

近税政は、その目的達成のために、種々の活動が求められています。その一つの重要な活動として、国会議員に対する政治活動があります。

租税のありよう、税理士制度のありようは、法律により定められます。立法権を担う国会議員に対する働きかけが必要不可欠なのです。

近税政は、税理士会のめざす目的の実現に向けて、いわゆる政治活動を行うものです。

活動は、参加から

これは、ある先輩会員のキャッチフレーズです。

近税政の活動に、まずは参加してください。そして、できれば積極的に活動をお願いします。ぜひ、参加意識を持ってください。会員各自には、いろいろな事情があると思います。まずは、近税政の会員であると自覚してください。

そして、税理士制度のより良き方向への発展、国家国民にとってより良き租税制度の確立に向けて、みんなで力を合わせて活動しましょう。

近畿税理士政治連盟の会費を納入しましょう。

ぜひとも、近税政の会費（年額13,200円）を納入して、近税政の会員であると自覚してください。そして積極的な提言をお願いします。

焦点	1	後援会ニュース	4
近畿税理士政治連盟の活動にご参加を！	2	かんさいすすめ	7
法律ができるまで～その2～	3	銀河系	7

法律ができるまで～その2～税制改正

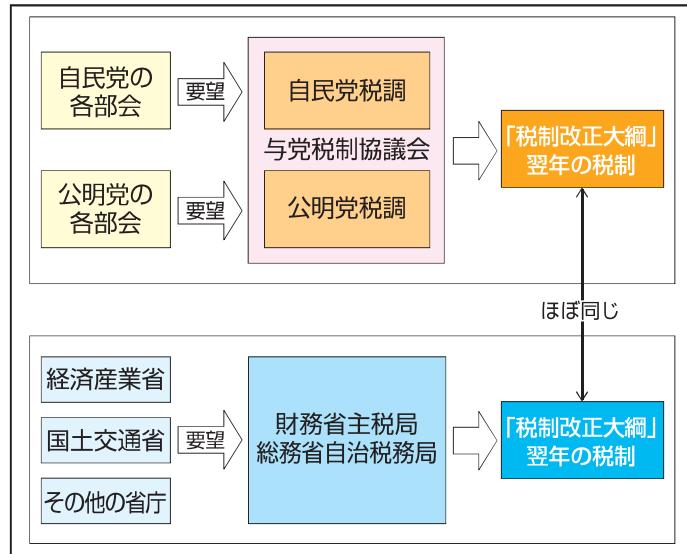
法律ができるまでを機関紙第233号で説明した。今回は税制改正に関する法律がどのようにして出来るのかを説明する（近税政ホームページ会員専用コーナーに機関紙バックナンバー掲載）。

●与党税制改正大綱とは

昨年12月に平成30年度与党税制改正大綱が公表された。税制改正大綱とは、翌年度の税制改正の与党原案である。その内容は、①基本的考え方②具体的な内容③検討事項の3項目に分かれている。政権与党である自由民主党と公明党が税のあり方を、それぞれの党の部会とそれを取りまとめる税制調査会で議論を行い、協議の上、具体的な税制改正案をつくる。

●財務省主税局等

各府省庁は、春ごろから税制改正に関するヒアリング等を行い準備をする。そして毎年8月末に各府省庁が財務省主税局等に対し、国民各層や各種団体の要望が反映された税制改正要望書を提出する。その後、主税局等は、府省庁との折衝などを行い、税制改正要望一覧を与党部会や税制調査会に提出する。なお、税制改正は予算編成と同時並行して行われる。この時期にあわせて、日本税理士会連合会は、税制改正要望等を記載した税制改正に関する建議書を理事会において決定し、原則7月に財務省、国税庁、総務省、中小企業庁などに提出している。



●与党税制調査会・部会

与党部会や税制調査会は、財務省主税局等から提出された要望等と独自なものを議論していく。多数の税制改正要望から選択していくことは、利害関係の対立が起きやすい。このため、国会議員がその調整機能を果たしていくことになるが、1人の国会議員では範囲が広すぎる所以、自民党税制調査会、公明党税制調査会が、部会等から受けた税制改正要望の中から、税制改正案を決めていくことになる。この要望は分厚い紙の束になるので、電話帳と呼ばれる。税制調査会ではこれに優先順位をつけ、○×審議を行い選択していく。また「マル政」と言われる政策的に重要な事項があり、これらは別途集中審議される。このようにして税制改正大綱の原案を決めていく。

そして、それぞれ党の政務調査会・総務会の議を経たうえで与党政策責任者会議を経て、与党税制改正大綱が決定される。

●税制改正大綱の閣議決定

この与党税制改正大綱の税制改正法案が、そのまま国会に提出されるのではない。政府は税制改正大綱を閣議決定し、内閣が提出する法律案であることを決める。閣議決定する内容は、与党税制改正大綱とほぼ一致するが、具体的な内容についてのみに絞られる。

後援会ニュース

おだち源幸後援会

税理士によるおだち源幸後援会の定期総会が6月1日、大阪キャッスルホテルにおいて開催された。

来賓として、尾立源幸前参議院議員、久保直己近税政会長、田達満近税政幹事長、大阪府支部連から小林邦雄第1支部連会長、西川一博第2支部連会長、高砂昭宏第3支部連会長、弓手宏亮第4支部連会長、呑海英治第5支部連会長が出席した。



瀬古順子幹事の司会で開会し、河田秀雄後援会会长から「来年は参議院議員選挙の年に当たり、尾立前議員には、再度国政にチャレンジしていただきたい」とあいさつがあった。

次いで、雪松弘副会長が議長となり、全議案が慎重審議の結果、原案どおり可決承認された。

来賓の久保近税政会長が「尾立前議員には民主党の与党時代に税理士法改正にご尽力をいただいた」とあいさつした。

国政報告会となり、尾立前議員が「先日、自民党二階幹事長を団長として日口経済観光交流ミッションに同行しロシアに行きました。今日の時点では参議院議員選挙への立候補表明は出来ないが、再び国会の場で議論に加わりたい」と国政への意欲を述べ、最近話題になっている仮想通貨とICOについて述べた。

(住吉支部 仕田原恒雄)

二ノ湯さとし後援会

税理士による二ノ湯さとし後援会の総会が6月16日、からすま京都ホテルにおいて開催された。

来賓として、二之湯智参議院議員、近税政より久保直己会長、原綱宗副会長、田達満幹事長、奥村和義会計監事、近税政京都府支部連より坂部浩会長、北尾剛久幹事長、税理士による伊吹文明後援会より室谷澄男会員、税理士による西田昌司後援会より二股茂幹事長が出席した。



船越善博後援会会長より、本日の総会の出席者が30名を超えたこと、知事選挙の電話当番など日頃の活動に対するお礼のあいさつがあり、九鬼郁夫議長の下、議案は可決承認された。

久保会長より、議員に対する激励と活発な後援会活動に対するお礼、坂部支部連会長から知事選挙のお礼などのあいさつがあった。

二之湯議員の国政報告では、事業承継税制はとても使い勝手の良い制度で、中小企業庁と勉強会をおこなっている。府連会長として挑んだ衆議院議員総選挙と知事選挙のお礼。決算委員長として日々頑張っている。そして、東京一極集中に対する考え方と少子高齢化問題への対策など、議員の得意分野である地方の活性化について、深い考えを述べた。

引き続き意見交換会が開催され、石原豊後援会副会長の心のこもったあいさつをもって閉会した。

(右京支部 吉田和之)

伊吹文明後援会

6月23日にANAクラウンプラザホテル京都において、税理士による伊吹文明後援会の第36回の定期総会が開催された。来賓として、伊吹文明衆議院議員、日税連より神津信一會長、近税政より、久保直己會長、北村善和副會長、原綱宗副會長、京都府支部連より坂部浩會長、北尾剛久幹事長、西田昌司後援会より中江嘉和會長、二ノ湯さとし後援会より船越善博會長、安藤ひろし後援会より片野晏弘會長が出席した。



総会に先立ち、北條巖會長が「伊吹議員は、昭和58年の総選挙で初当選以来、12回の当選、4回の大蔵経験の後、国政の最高機関の衆議院議長を2年間勤められ、今も政権与党の最年長の重鎮として今後ともますますのご活躍を期待したい」とあいさつをした。

日税連の神津會長は「伊吹議員には、自民党税理士制度改革推進議員連盟會長として、我々の業界が大変お世話になっている。断念しかけた前回の平成26年税理士法改正にご尽力いただいた。京都の皆様には、税理士界が大恩ある伊吹議員をしっかりと支えていただきたい」と敬意を表した。

伊吹議員の国政報告会では「今回の米朝会談の結果は、我が国にとって残念な状況を招いた。安全保障上の交渉力の弱い日本が、朝鮮半島の非核化や拉致被害者の問題について、厳しい国際社会の現実の中でどう対応できるか、安倍外交に期待するのみである」と強調した。

(上京支部 矢田善久)

盛山正仁後援会

日時 平成30年6月23日

場所 神戸精養軒本店（神戸市）

来賓 盛山 正仁 衆議院議員

田 達満 近税政幹事長

寺内 設昭 兵庫県第1支部連會長



長谷川隆史副幹事長の司会により開会が宣言され、赤井義宏會長による開会のあいさつがあった。次に議長に長谷川副幹事長が選出され、議事に入った。議案は全て原案通り可決承認された。

○盛山正仁衆議院議員 あいさつ

日頃よりご支援いただき、感謝している。平成29年の選挙では小選挙区での議席を獲得できた。現在は自民党の国土交通部會長として法案の審議にあたり、6月20日には8本の法案が成立、残る議員立法2本について審議していく。しっかり前をみて、精一杯頑張りたい。

○田達満近税政幹事長 あいさつ

この度の徳富副會長の訃報は、突然の事で驚いた。心よりお悔やみ申し上げる。政策担当秘書の選考採用審査認定を受けることができる者に税理士を加えることについて、陳情を重ね、実現に近づいている。組織力を上げて後援会活動を行ってください。盛山議員には今後も税制改正等にご尽力をたまわりたい。

最後に光永きみ子幹事長による閉会のあいさつの後、年次総会は終了した。

引き続き、懇親会が開催され、盛会のうちに閉会した。
(芦屋支部 吉田智代)

石田真敏後援会

日時 平成30年6月23日
 場所 ホテルいとう（岩出市）
 来賓 石田 真敏 衆議院議員
 久保 直己 近税政会長
 後安 宏彦 近税政副会長
 田 達満 近税政幹事長
 森村 透 近税政和歌山県支部連会長



税理士による石田真敏後援会定期総会が和歌山県岩出市のホテルいとうにて開催された。

定期総会は秦義幸会員の司会で開会し、岸友子後援会会長のあいさつに続き、山本大介会員が議長に選出され、全議案が可決承認された。

続いて、来賓の石田議員から、政策担当秘書の資格取得制度見直しについて「現在議員運営委員会で検討・協議しており、慎重に対応していきたい」との報告があった。また、森友学園問題に関する土地取引をめぐる経緯と朝日新聞の報道のあり方、安倍一強政治について自身の考えについて述べた。

その後、久保会長と森村支部連会長の祝辞があり、最後に山本孝弘後援会幹事による閉会のあいさつで定期総会は終了した。

引き続き、田幹事長の乾杯の発声により懇親会が開催され、石田議員と会員の歓談が続き、加藤正彦副会長の中締めにより盛会裏に終了した。

(後援会寄稿)

トップを飾る写真を募集しています

近畿税政連では、次の写真を募集しています。

①近畿税理士政治連盟HP (<http://www.kinzeisei.jp/>)

のトップページの写真

テーマ：「近畿地方のお城」

トップを飾るにふさわしい
写真をお待ちしております。

②近畿税政連の機関紙の表紙写真

自由作品 (季節性や話題性のあるものなど)

※作品の版権は近畿税理士政治連盟に帰属し、利用させていただきます。

※作品は未発表作品に限ります。



応募先

- ・メール（データ）で提出される場合は、作品と「名前・支部名・登録番号・写真タイトル」を記載の上、info@kinzeisei.jpまで送信してください。

- ・現像で提出の場合は、作品裏に「名前・支部名・登録番号・写真タイトル」を記載の上、下記まで郵送してください。
〒540-0012 大阪市中央区谷町1丁目5番4号 近畿税理士会館5階 近畿税理士政治連盟 広報委員会 行

ダイエットは一日にして成らず

タイトルにもあるとおり、ダイエットをしていた。していたというのは今年の確定申告期に入るまでおこなっていたためである。一昨年の10月頃であったか、体が重いと感じ、体重計に乗ると88kgと人生で一番重い体重である。部活で運動していた高校生のときの体重が70kgであったのが、運動不足などの不摂生がたたり、ここまでになっていたのだ。このままでは死ぬと思いダイエットをすることになった。



人間は命の危険があると努力をするもので、夕食をプロテインに置き換え、筋トレやランニングなどの有酸素運動も取り入れ、ダイエットに励んだ。その結果、昨年の5月には70kg台に体重は落ち、命の危険からやっていたダイエットも腹筋を割るという高い目標のために変わっていた。高い目標意識もあり、私の体重は順調に76kgまで12kg落ちていた。

このままダイエットは成功で終わるはずであった。しかし、冒頭にもあるとおり、今年に入り、筋トレ用に使っていたトレーニングチューブが負荷に耐えられず、真ん中から切れてしまったことを皮切りに、ありがたいことに仕事が忙しくなり始め、確定申告に入ると仕事に追われ、ダイエットどころではなくくなってしまった。そんな生活の結果リバウンドしてしまった。

ダイエットをしてみて、ローマは一日にして成らず、ダイエットも一日にして成らず、改めて心に刻み込んだダイエット生活であった。昨年から広報委員になり、税制や税理士法改正など税理士会の要望が実現できるのは、税理士会ができない政治活動を税政連が一日一日、一つ一つの活動をしているからだとダイエットの失敗も含め、改めて感じた。私自身もダイエットの目標を実現するべく、改めてダイエットに取り組もうと思う次第である。

(下京支部 宮本照義)

近税政本部のうごき

- 政策・国対・選対合同委員会（7月5日）
 - ・第52回定期大会・国政報告会・懇親会の開催に関する件
 - ・第52回定期大会提出議案(原案)の作成に関する件他
- 第1回広報委員会（7月9日）
 - ・第52回定期大会・国政報告会・懇親会の開催に関する件
 - ・第52回定期大会提出議案(原案)の作成に関する件
 - ・機関紙第232号(6月号)及び第233号(7月号)の批評
 - ・機関紙第234号(8月号)の編集に関する件
 - ・機関紙第235号(10月号)の編集企画に関する件他
- 財務・組織・後援会対策合同委員会（7月13日）
 - ・第52回定期大会・国政報告会・懇親会の開催に関する件
 - ・第52回定期大会提出議案(原案)の作成に関する件他
- 第1回正副幹事長会（7月25日）
 - ・第52回定期大会・国政報告会・懇親会の開催に関する件
 - ・第52回定期大会提出議案(原案)の作成に関する件他
- 第1回幹事会（7月25日）
 - ・第52回定期大会・国政報告会・懇親会の開催に関する件
 - ・第52回定期大会提出議案(原案)の作成に関する件他

銀河系



この度の西日本豪雨災害によりお亡くなりになられた方、そのご遺族の皆様に心よりお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

今年に入り、年初からの北陸・東北の豪雪、休火山の本白根山の噴火、鳥取県西部地震、大阪府北部地震、西日本豪雨そして連日の猛暑と、地球環境が激変しているように思われます。

今までの知識や経験を元にした対策だけでは、人は激変する自然に対抗できない状況にきています。

今こそ政治主導による抜本的な防災対策と自然環境保護対策を立案し、速やかに行動に移さなければ、我が国はなくなってしまうかもしれない危惧を感じます。

本当の脅威は、われわれの天と地に迫っているのかもしれません。

(右京支部 吉田和之)

～税理士の資質向上のために～

阪奈税協 加入のおすすめ

相互扶助の精神に基づき、税理士保険代理店の推進事業をはじめ、多方面にわたる事業を展開しています。

この事業収益を、税理士の資質の向上並びに業務の改善に資するため、「研修会」の開催や「書籍」

「家庭常備薬」等の配布、また支所への「交付金」などで組合員・賛助会員の皆様へ還元しています。

大阪府または奈良県の税理士(税理士法人)で未加入の方は、是非加入をご検討ください。



組合員・
賛助会員の
主なメリット

●有益書籍等が受けられます!



平成30年度も、教育情報事業として税理士業務に有益な書籍等の配布を、また福利厚生事業として家庭常備薬等の配布を予定しています。

●組合主催の研修会が受講できます!



年5回の研修会を1回1,000円で受講することができます。

●提携企業の商品・サービスを組合員価格で利用できます!



現在約80社の企業との提携によるあっせん事業を行っています。

加入の流れ

STEP1

加入申込書を提出

STEP2

加入申込金1,000円を払込

※加入申込者の資格等の審査の後、以後直近に開催の理事会において承認されることにより組合員(賛助会員)となります。

ご利用のしおりが新しくなりました

あっせん提携企業
一覧表

あっせん提携企業が一目でわかる
一覧表をご利用のしおりと共に
是非ご活用ください。



阪奈税協の
提携企業情報が
この1冊に。
仕事やプライベートに
ご利用ください。



利用状況把握のため、巻末の◆ご利用・紹介報告書◆の提出にご協力ください



大阪・奈良税理士協同組合